

社会福祉法人美作市社会福祉協議会 常勤理事報酬規程

令和7年6月24日

令和7年度規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条の規定に基づき、常勤理事に対する報酬を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 常勤理事には、報酬、通勤手当及び期末・勤勉手当を支給する。

2 報酬、通勤手当及び期末・勤勉手当の額は、美作市社会福祉協議会再雇用嘱託職員の例による。

(報酬等の支給日等)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する報酬等の支給日は職員の例による。

(社会保険等の加入)

第4条 常勤理事は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(旅費)

第5条 常勤理事が、本会の業務のために出張するときは、「美作市社協職員の旅費に関する規程」に基づき旅費を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年度定時評議員会終結の日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。